

鳥取県生活支援体制整備アドバイザー派遣支援事業実施要領

1. 目的

市町村が生活支援体制整備事業を進めるにあたり、協議体の開催や生活支援コーディネーターの活動等を通じ、地域の支え合い活動の推進や新たな住民主体のサービス等を創出できるよう個別状況に応じて県内外の有識者をアドバイザーとして派遣調整を行う。

2. 実施主体

鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

3. 支援内容

生活支援体制整備事業や地域づくりの活動支援等に精通したアドバイザーを市町村等（注1）に派遣し、下記の課題に応じた具体的な支援を行う。

(1) 体制整備支援

協議体の運営や生活支援コーディネーターの活動支援等を通じた体制の整備に関するもの

(2) 地域支え合い活動推進支援

日常のつながりや地域での支え合い活動の意義と今後の取組についての意識啓発、理解促進に関するもの

(3) 資源開発支援

地域課題の把握と地域資源の見える化、生活支援サービスの創出と活動の担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の創出支援等に関するもの

（例：住民主体の居場所づくり、移動支援サービス、有償ボランティアの創出等）

(4) ネットワーク構築支援

関係者間の情報共有や住民組織とサービス提供主体間の連携体制づくり等に関するもの

※注1 市町村等とは、行政機関のみならず社会福祉協議会、NPO 団体、住民組織等を含みますが、事業の実施にあたっては市町村担当部署との連携、関与が必要となります。

4. 派遣依頼・決定

派遣を希望する市町村等は、別紙「鳥取県生活支援体制整備アドバイザー派遣依頼書（様式1）」を県社協に提出するものとする。県社協は派遣者が決定した場合は「様式2」により派遣依頼機関に通知するものとする。

5. 結果報告

派遣を受けた市町村等は、別紙「鳥取県生活支援体制整備アドバイザー派遣支援報告書（様式3）」により、支援を受けた概要を県社協に報告するものとする。

6. 経費負担

アドバイザー派遣に要する経費（謝金と交通費）は県社協が負担する。派遣1回あたりの謝金は原則30,000円を上限とし、交通費は実費とする。

（附則）

この要領は、令和5年度事業から適用する。